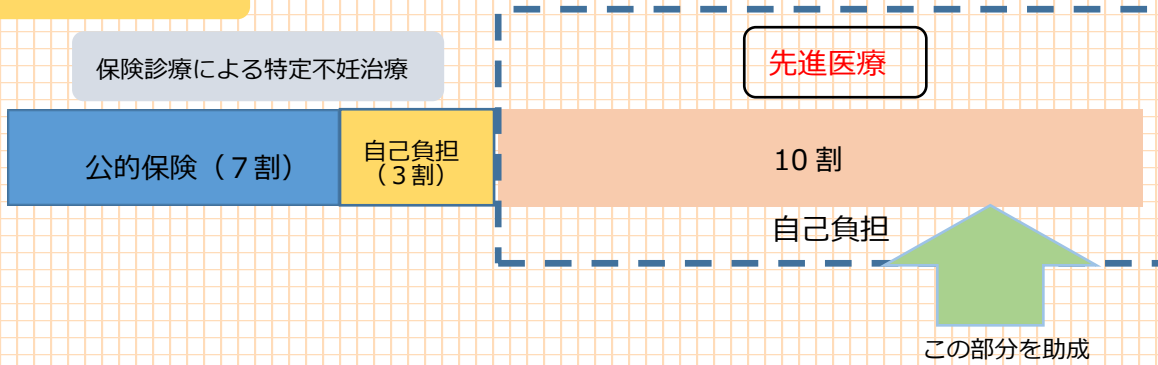


千歳市不妊治療費（先進医療）等助成事業のご案内

千歳市では不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用された治療と併用して実施される保険適用外の「先進医療」にかかる費用と交通費の一部を助成します。

対象となる治療



令和5年4月1日以降に治療を開始したものが対象となります

対象者	先進治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次のすべての要件に該当する方 ① 申請日に夫婦のいずれかが千歳市に住民票がある方 ② 婚姻をしている夫婦。または事実婚関係にある方
助成対象治療	裏面をご覧ください。
助成回数	<女性> 39歳以下→1子ごとに6回まで 40～42歳以下→1子ごとに3回まで ※1回の治療とは、治療開始から妊娠確認等に至るまでの診療過程のこと。 ただし、医師の判断等に基づき、治療計画を中止した場合も含む。
助成上限額	先進医療にかかった自己負担額の10分の7とし、3万5千円を上限に助成
交通費助成	・自宅から医療機関までの距離に対して設定された補助基準額に3分の2をかけた額（上限あり）。1回の治療（検査等も含む）に対して5回まで助成。 自宅と医療機関との距離が片道25kmを超える場合に助成します。 ※距離区分は自宅から医療機関までの距離。GoogleMapなどで計測
必要書類	裏面をご覧ください。

【問合せ先】

千歳市保健福祉部母子保健課母子保健係

☎（0123）24-0771（直通）



対象となる治療

先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療

1. ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）	6. 子宮内膜スクラッチ	11. マイクロ流体技術を用いた精子選別
2. タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	7. 強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別（IMSI）	12. 反復着床不全に対する投薬（タクロリムス）
3. 子宮内細菌叢検査（EMMA/ALICE）	8. 子宮内フローラ検査	13. 着床前胚異数性検査（PGT-A）
4. 子宮内膜刺激法（SEET法）	9. 子宮内膜受容期検査（ERPeak）	
5. 子宮内膜受容能検査（ERA）	10. 二段階胚移植法	



令和5年8月1日現在の情報であり、今後追加される場合がありますので、厚生労働省ホームページ（厚生労働大臣の定める不妊治療に関する先進医療）で確認してください



千歳市のホームページからダウンロードできます

申請に必要な書類

次の書類をそろえて、総合保健センター(母子保健課母子保健係)へ申請してください。

- ① 千歳市不妊治療費（先進医療）助成申請書
- ② 千歳市不妊治療（先進医療）助成受診証明書（先進医療を実施した指定医療機関で発行）
- ③ 対象となる治療費の領収書
- ④ 医療機関の領収書（③の領収書と合わせて5回分まで）
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 振込口座の通帳またはキャッシュカード
- ⑦ 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のない発行日から3か月以内のもの）
※夫及び妻が市内に居住していることと夫婦関係を確認するための書類です。
※夫もしくは妻が別の市町村に居住している場合は、それぞれ住民票が必要です。
※2回目以降の申請で、前回提出した住民票が3か月以内で変更のない場合は省略できます。
- ⑧ 戸籍謄本（住民票で夫婦関係が証明できないときのみ、発行日から3か月以内のもの）

<申請期限>

治療が終了した年度の3月31日まで

（期限内に申請できない場合は事前にお問い合わせください）

